

報告第14号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和2年9月1日提出

沼田市長 横山 公一

第13号

専 決 処 分 書

沼田市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。  
上記、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年7月31日

沼田市長 横山 公一

沼田市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沼田市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第4条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第6条第3号中「第6号」を「第5号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年8月1日から施行する。